凡例

：防火区画を示す。

壁 12.5TB(吉野石膏) 12.5TB(吉野石膏) 12.5TB(吉野石膏) 12.5TB(吉野石膏)

(告示1358号) 1／30

：防火区画を示す。

壁 ALC t=100分様

(告示第1399号) 1／30

※1．防火区画を貫通部は、令第112条20項及び令第129条の2の4に定める措置を行う。
※2．防火区画を貫通する設備の風道は、建築基準法施行令第112条第21項を適用する。
※3．EPS・PSの床を貫通する電線管は床の両側1mを不燃材とする。
※4．通路の最小巾員は、1,200mm以上とする。

：不特定多数の人が入らない部屋を示す。

：車椅子転回スペースを示す。(1.4m角)

・店舗内の危険物商品は、指定数量の0.2未満とする。
・禁煙・火気厳禁・危険物持込禁止（1Fのみ）の看板をお客様の入り口に設置する。

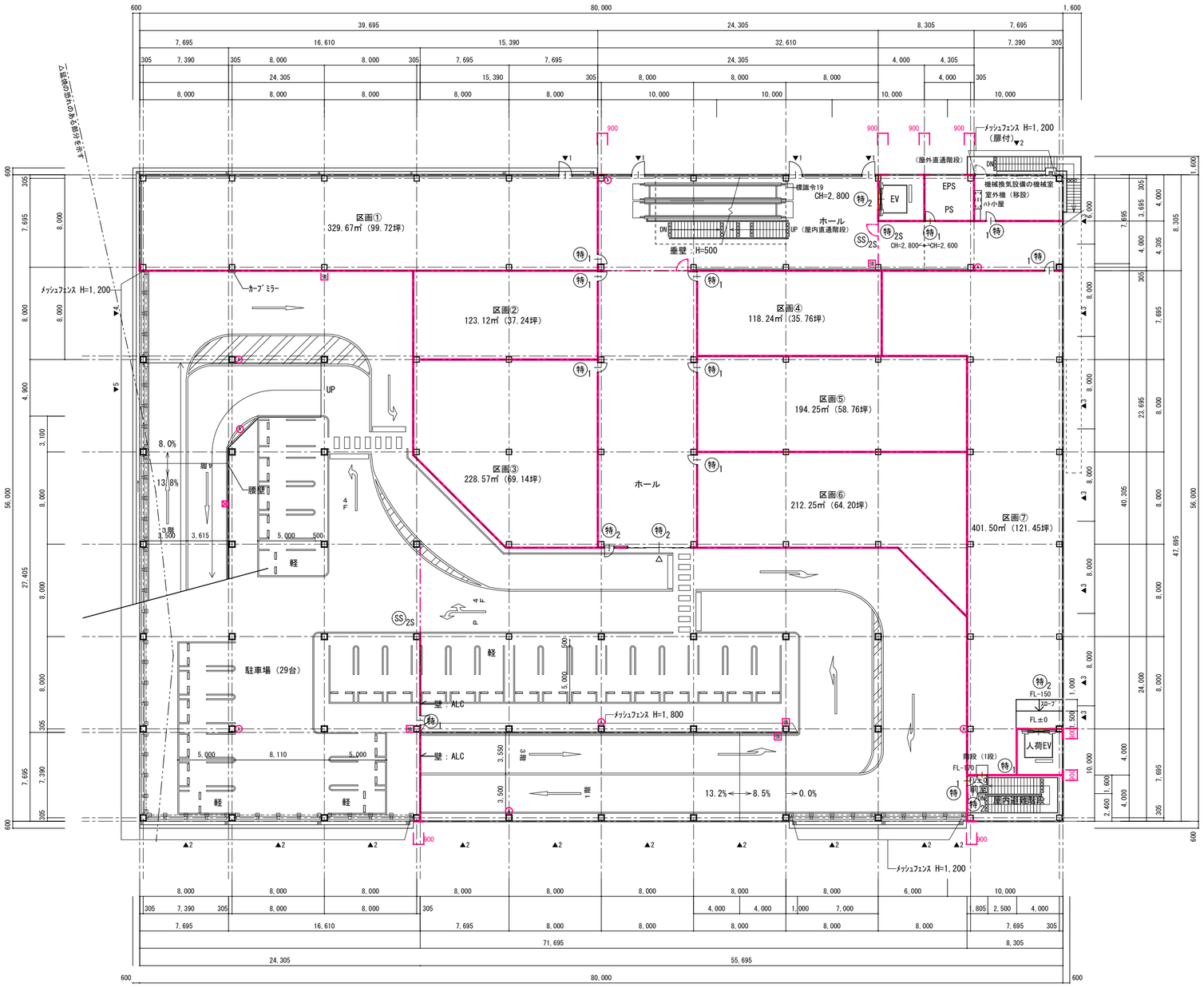

1．店舗（401.50㎡以下）を設ける場合は、階段幅を約21m増やす必要があります。
（物品販売の店舗の用途の場合です。建築基準法施行令第124条のため。）
2．診療所を設ける場合は、階段の増設が必要です。
（階避難安全検証法が使えないため階段までの歩行距離不足のためです。）
3．避難安全検証法の検証が使えないことや計算により階段や排煙窓が必要になる可能性があります。

3階平面図 1/300

4．法チェック前の図面になります。
※法チェック前の図面のため用途により変わる可能性があります。

凡例

――	防火・防煙区画
―・・―	延焼のおそれのある部分 延焼のおそれのある部分内の開口部は防火設備とする（給・排気口共）
― ―	防煙垂壁（天井面より300mmと500mmの防煙性能を有する不燃材の垂壁）
特1	常時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号適合）
特2	常時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第2号適合）
特2S	常時開放式特定防火設備（煙感連動、令第112条第19項第2号適合）
防1	常時閉鎖式法第2条第9号の2ロの防火設備（令第112条第19項第1号適合）
防2	常時閉鎖式法第2条第9号の2ロの防火設備（令第112条第19項第2号適合）
SS2S	特定防火設備のｼｬｯﾀｰ（煙感連動、令第112条第19項第2号適合）
▲1	W1,100×H1,200の窓による代替進入口
▲2	ﾌｪﾝｽ上部の空間（W7,000×H1,800）による代替進入ｽﾍﾟｰｽ
▲3	ﾌｪﾝｽ上部の空間（W7,000×H1,200）による代替進入ｽﾍﾟｰｽ
▲4	ﾌｪﾝｽ上部の空間（W7,000×H1,800）
▲5	ﾌｪﾝｽ上部の空間（W4,900×H1,800）

EVﾄﾞｱ 遮煙性能

EV・荷物EV：遮煙のりばﾄﾞｱ 認定番号CAS-0212

階段各部寸法

屋内直通階段（3～4階）

構造	鉄骨造	有効幅	1,400
蹴上	172.73	踏面	280
手摺高さ	1,120・600(2段)、出幅90		
踊場	1,500(3m以内ごとに有り)		
備考	床・手摺：点字シート、耐火構造		

換気計算

3階床面積 ：4,480.00－270.83－16.00－33.22＝4,159.95㎡
必要開口部：4,159.95/10＝416.00㎡

7,000×1,200×6＝50.40㎡（北面）
7,000×3,000×17＋4,900×3,000＝371.70㎡（南・東・西面）
50.40＋371.70＝422.10㎡

422.10㎡ ＞ 416.00㎡・・・OK

凡例

記号	名称	数量
A	粉末消火器 ABC10型	屋内：1 屋外：13
強	強化液消火器	屋内：1 屋外：8

工事名称	図名		訂正		株式会社 山田設計 建築設計・監理	管理建築士	坂口博文	検図	担当	図面番号
コーナン足立扇店 改修工事（4）	3階平面図		月日			1級建築士登録番号	276958号			A－18
	縮尺 1/300（A3:71%）	令和 4年 2月 14日	月日		〒492-8257 稲沢市船橋町756番地 電話（0587）21-6073	1級建築士事務所登録番号	(い)第4801号			原図保管番号
			月日							